

別紙

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１）</td></tr><tr><td>根拠条項：第4条第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第4条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第5条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、同第6条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第7条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第8条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、同第10条（空気銃の所持が許可される１８歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第19条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、同第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第二号の銃砲の範囲を定める命令</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：３５日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１）	根拠条項：第4条第1項	処分の概要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第4条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第5条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、同第6条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第7条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第8条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、同第10条（空気銃の所持が許可される１８歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第19条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、同第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第二号の銃砲の範囲を定める命令	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：３５日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	備考：	審査基準 令和4年3月15日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１）</td></tr><tr><td>根拠条項：第4条第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第2条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、同第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、同第7条（空気銃の所持が許可される１８歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第16条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第二号の銃砲の範囲を定める命令</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：３５日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１）	根拠条項：第4条第1項	処分の概要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第2条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、同第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、同第7条（空気銃の所持が許可される１８歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第16条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第二号の銃砲の範囲を定める命令	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：３５日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）	備考：	
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１）																						
根拠条項：第4条第1項																						
処分の概要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第4条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第5条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、同第6条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第7条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第8条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、同第10条（空気銃の所持が許可される１８歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第19条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、同第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第二号の銃砲の範囲を定める命令																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：３５日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）																						
備考：																						
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１）																						
根拠条項：第4条第1項																						
処分の概要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項（許可）、同第4条の2（許可の申請）、同第5条（許可の基準）、同第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、同第2条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、同第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、同第7条（空気銃の所持が許可される１８歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される２０歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第16条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第二号の銃砲の範囲を定める命令																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：３５日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）																						
備考：																						

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
別紙 審 査 基 準： 1 所持目的 (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。 したがって、例えば次のような場合は、許可されない。 ○ 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合 ○ 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合 ○ 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合 ○ 標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第3条の4の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合 (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。 (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。 2 物的基準 許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1（1）との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。 3 人的基準 法定の欠格事由のうち、 (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。	別紙 審 査 基 準： 1 所持目的 (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。 したがって、例えば次のような場合は、許可されない。 ○ 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合 ○ 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合 ○ 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合 ○ 標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第8条の4の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合 (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。 (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。 2 物的基準 許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1（1）との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。 3 人的基準 法定の欠格事由のうち、 (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。	

○銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

（赤文字及び下線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月1日作成	審査基準 令和4年3月15日作成																					
<table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）</td></tr><tr><td>根拠条項：第7条の3第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）	根拠条項：第7条の3第1項	処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）	備考：	<table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）</td></tr><tr><td>根拠条項：第7条の3第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）	根拠条項：第7条の3第1項	処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）	備考：	
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）																						
根拠条項：第7条の3第1項																						
処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）																						
備考：																						
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－９）																						
根拠条項：第7条の3第1項																						
処分の概要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、同第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）																						
備考：																						

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
別紙 審 査 基 準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。	別紙 審 査 基 準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。	

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の5第2項</td></tr><tr><td>処分の概要：射撃教習を受ける資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1.1条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第1.3条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第1.4条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第1.5条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第1.8条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）	根拠条項：第9条の5第2項	処分の概要：射撃教習を受ける資格の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1.1条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第1.3条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第1.4条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第1.5条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第1.8条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）	備考：	審査基準 令和4年3月15日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の5第2項</td></tr><tr><td>処分の概要：射撃教習を受ける資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第1.0条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第1.1条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第1.2条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第1.5条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）	根拠条項：第9条の5第2項	処分の概要：射撃教習を受ける資格の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第1.0条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第1.1条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第1.2条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第1.5条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）	備考：	
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）																						
根拠条項：第9条の5第2項																						
処分の概要：射撃教習を受ける資格の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1.1条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第1.3条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第1.4条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第1.5条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第1.8条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：30日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１４）																						
根拠条項：第9条の5第2項																						
処分の概要：射撃教習を受ける資格の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第1.0条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第1.1条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第1.2条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第1.5条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：30日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）																						
備考：																						

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
別紙 審 査 基 準： 法定の人的欠格事由のうち、 - 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 - 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 - 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 - 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃教習を受ける資格を認定するものとする。	別紙 審 査 基 準： 法定の人的欠格事由のうち、 - 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 - 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 - 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 - 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃教習を受ける資格を認定するものとする。	

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後

令和7年3月1日作成

審査基準

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１７）

根拠条項：第9条の１０第2項

処分の概要：射撃練習を行う資格の認定

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法令の定め：
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の10第2項・第3項
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第6条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第10条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）
暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則

審査基準：別紙のとおり。

標準処理期間：30日

申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課

問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）

備考：

改正前

令和4年3月15日作成

審査基準

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１７）

根拠条項：第9条の１０第2項

処分の概要：射撃練習を行う資格の認定

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法令の定め：
銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、同第5条の4第1項（技能検定）、同第9条の10第2項・第3項
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、同第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、同第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）
暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則

審査基準：別紙のとおり。

標準処理期間：30日

申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課

問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）

備考：

備考

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
別紙 審 査 基 準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。	別紙 審 査 基 準： 法定の人的欠格事由のうち、 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。	

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の１３第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：年少射撃資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の１３第1項、同第9条の１４第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3.5条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）	根拠条項：第9条の１３第1項	処分の概要：年少射撃資格の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の１３第1項、同第9条の１４第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3.5条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）	備考：	審査基準 令和4年3月15日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の１３第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：年少射撃資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の１３第1項、同第9条の１４第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2.8条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）	根拠条項：第9条の１３第1項	処分の概要：年少射撃資格の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の１３第1項、同第9条の１４第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2.8条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）	備考：	
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）																						
根拠条項：第9条の１３第1項																						
処分の概要：年少射撃資格の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の１３第1項、同第9条の１４第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3.5条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：30日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１９）																						
根拠条項：第9条の１３第1項																						
処分の概要：年少射撃資格の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の１３第1項、同第9条の１４第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2.8条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：30日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）																						
備考：																						

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
別紙 審 査 基 準： 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第9条の13第1項の「猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者」とは、監督を行おうとする猟銃等射撃指導員が確定していることを要する。	別紙 審 査 基 準： 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第9条の13第1項の「<u>猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者</u>」とは、<u>監督を行おうとする</u>猟銃等射撃指導員が確定していることを要する。	

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の１６第１項</td></tr><tr><td>処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第9条の１６第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）	根拠条項：第9条の１６第１項	処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第9条の１６第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）	備考：	審査基準 令和4年3月15日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）</td></tr><tr><td>根拠条項：第9条の１６第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第9条の１６第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</td></tr><tr><td>審査基準：別紙のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：30日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）	根拠条項：第9条の１６第1項	処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第9条の１６第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則	審査基準：別紙のとおり。	標準処理期間：30日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）	備考：	
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）																						
根拠条項：第9条の１６第１項																						
処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第9条の１６第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：30日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２２）																						
根拠条項：第9条の１６第1項																						
処分の概要：クロスボウ射撃資格の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項・第5項（許可の基準）、同第9条の１６第1項・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則																						
審査基準：別紙のとおり。																						
標準処理期間：30日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）																						
備考：																						

○ 銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
別紙 審 査 基 準： 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。	別紙 審 査 基 準： 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。	

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（10－1）</td></tr><tr><td>根拠条項：第3.1条第2項</td></tr><tr><td>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3.1条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）</td></tr><tr><td>審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</td></tr><tr><td>標準処理期間：2日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（10－1）	根拠条項：第3.1条第2項	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3.1条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	標準処理期間：2日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）	備考：	審査基準 令和7年3月1日作成 <table><tr><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（10－1）</td></tr><tr><td>根拠条項：第2.4第2項</td></tr><tr><td>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2.4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）</td></tr><tr><td>審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</td></tr><tr><td>標準処理期間：2日</td></tr><tr><td>申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（10－1）	根拠条項：第2.4第2項	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2.4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	標準処理期間：2日	申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課	問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）	備考：	
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（10－1）																						
根拠条項：第3.1条第2項																						
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3.1条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）																						
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。																						
標準処理期間：2日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）																						
備考：																						
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（10－1）																						
根拠条項：第2.4第2項																						
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2.4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）																						
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。																						
標準処理期間：2日																						
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課																						
問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043－201－0110）																						
備考：																						